

## 土佐清水市土地対策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土佐清水市土地対策要綱（以下「要綱」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(開発事業の届出)

第2条 要綱第4条第1項第2号の1団の面積とは、隣接し又は機能的に一体と認められる土地であって、かつ、土地の形質変更（以下「開発事業」という。）を行おうとする最終計画総面積をいう。

2 要綱第4条第1項の開発事業の届出は、別記第1号様式により2部提出するものとする。

3 法令により、開発事業の許認可又は届出が必要であって、当該許認可の申請又は届出と要綱第4条の届出とを同時に行う場合には、要綱第4条の届出には、法令に基づく許認可又は届出事項以外の事項についてのみ記載するものとする。

(勧告又は助言の基準)

第3条 市長は要綱第5条第1項において、著しく不相当と認めるものは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 開発事業着手予定日までの期間若しくは開発事業の工期が、事業計画、事業量等から勘案して著しく長期にわたるもの。

(2) 国・県・市及びこれらが関与する公的な団体が保護保全をしようとする地域、地区、又は開発事業の計画（建造物の建設を含む。）を有する地域、地区、及びこれらの周辺であって、当該計画に支障を及ぼすと認められるもの。

(3) 優れた自然景観の破壊につながると認められるもの。

(4) 土地の崩壊、流失、洪水等災害発生の原因となると認められるもの。

(5) その他、良好な環境を維持するうえで重大な支障を及ぼすと認められるもの。

開 発 事 業 届 出 書

受 付 日

年 月 日

土佐清水市長

殿

施行者 住所

氏名

印

土佐清水市土地対策要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

1. 目 的

2. 位 置

3. 面 積

4. 工事請負人（工事を請負させるとき）

住所

氏名

5. 工 期

着手予定年月日

完了予定年月日

6. 施設計画

施設名	数量・面積	構造	規模	備考
	棟                      m <sup>2</sup>		階	

7. 附帯施設計画

適宜の用紙を使用し、別紙の事項について記載したものを別冊とする

8. 開発事業を実施するにあたって必要な許認可事項

9. 開発完了後利用することとなる公共施設

10. 資金計画

(1) 工事費

項目	年度	年度	年度
整地工事費	千円	千円	千円
道路工事費			
排水施設工事費			
給水施設工事費			
計			

(2) 資金調達計画

項目	年度	年度	年度
自己資金	千円	千円	千円
借入金			
銀行			
その他（権利金入金等）			
計			

## 1 1. 添 付 図 面

- (1) 位置図 (1 / 5 0 , 0 0 0 以上)
- (2) 公図写 (面積、地番、前所有者名を明記するとともに計画区域を赤線で囲み、国有農道、水路等をそれぞれ赤色、水色で色分けする。)
- (3) 計画平面図 (1 / 5 0 0 ~ 1 / 3 , 0 0 0 )
- (4) 排水系統図 (1 / 5 0 0 ~ 1 / 3 , 0 0 0 )
- (5) 用水系統図 (1 / 5 0 0 ~ 1 / 3 , 0 0 0 )
- (6) 防災施設構造図
- (7) 道路標準横断面図
- (8) 現況地盤の横断面図、完成後の横断面図
- (9) 緑化計画平面図
- (1 0) 現況写真